



島根県報

平成20年12月16日（火）

号外 第 160 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第976号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同389番4地先まで	前	A	メートル 5.00～ 32.00	メートル 3,191.00	左記のA、B、C及びDは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 フォースウェイ 仮設道設置
				B	8.00～ 80.00	2,175.00	
			C	10.00～ 41.00	115.00		
		邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同389番4地先まで	後	A	5.00～ 32.00	3,191.00	
				B	8.00～ 80.00	2,175.00	
				C	10.00～ 41.00	115.00	
				D	8.00～ 9.00	187.00	
		邑智郡美郷町湯抱245番1地先から同256番3地先まで	後	C	10.00～ 41.00	115.00	
D	8.00～ 9.00			187.00			
邑智郡美郷町湯抱377番1地先から同550番7地先まで	後	C	10.00～ 41.00	115.00			
		D	8.00～ 9.00	187.00			

島根県告示第977号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱377番4地先から同550番7地先まで	メートル 187.00	平成20年 12月18日	県央県土整備 事務所	